

議 事 規 程

第1章 総則

第1条 この規程は、この法人の総会における議事を正しく進め、決定を行うために必要な事項を定める。

第2条 公益社団法人日本PTA全国協議会定款（以下「定款」という。）第23条に定められた総会の構成員（以下「会議員」という。）は、議席に各々所属の地方協議会名または法人役職名を付するものとする。

第3条 会議員は、定款の定めるところにより事前に総会にて付議される議案の配付を受けて招集に應ずるものとする。

第4条 会議員が出席できない場合は、招集者に対し、その理由を付して、事前に届け出るものとする。

第5条 総会における議事の進行は、定款の定めにより互選された議長のほか、必要な場合は、出席会議員の互選により副議長を選任することができる。

2 総会における議事以外の進行については、会長または会長の指定した者（以下「会長等」という。）が当たることができる。

第6条 総会は、定款の定めにより、出席者が定足数に達したときは、会長等が総会の成立を宣言する。なお、定足数に達していない場合は、会長等は開会時刻の延期、または延会等の措置を講じなければならない。

2 総会成立後、議事進行の途中において、天災等不測の事態により定足数に満たない状況が生じた場合は、議長はただちに議事を停止し、会長等はこれ以降の総会の延会等の措置を講じなければならない。ただし、それまでの議決は有効とする。

第7条 総会の議事録作成人は、議長が指名したものがこれに当たり、議事録署名人は、出席会議員より2名を議長が指名するものとする。

第8条 議長及び議事録署名人は、議事録が正確に記録されていることを確認の上、議事録に署名するものとする。

第2章 議事日程

第9条 議長が必要と認めたとき、または会議員による動議が提出された場合は、議長は、これらに伴う議事日程の順序の変更及びこれらに関する議事を追加することができる。

第3章 議事

第10条 議長は、議事進行に当たっては、付議する議案等をその都度宣言し、進めるものとする。

第11条 議長は、2件以上の議案を一括して議題とする必要があると認めたときは、それを宣言し、一括議題として議事を進めることができる。ただし、議決する際は、それぞれ議案を個別に採決しなければならない。

第12条 議長は、議案の内容について、会長等（修正案及び動議の場合は提案者）に説明をさせ、会議員には、当該議案に関する範囲内において、質疑の有無を確認し、質疑がある場合には、その質疑につ

いて、会長等（修正案及び動議の場合は提案者）に説明をさせなければならない。

- 2 質疑は、議案の疑義を質す目的で行われなければならない。
- 3 質疑をする者は、現に議題となっている議案の範囲を超えるもの及びそれ以外の内容を質疑することはできない。また、質疑に当たっては、自己の主観に基づく意見を述べることはできない。
- 4 同一人による同一議題に対する質疑は、2回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合は、3回目以降の質疑を許可することができる。
- 5 議長は、質疑がない場合は、質疑の終結を宣言し、議案に対する賛成及び反対に係る討論の発言の有無を確認しなければならない。この際、討論の発言を求める者がいる場合は、先に反対者、次に賛成者と、交互に指名して討論の発言をさせるものとする。
- 6 議長は、討論の発言がない場合は、討論の終結を宣言し、当該議案の採決を行う旨を宣言した後、採決をするものとする。

第4章 発言

第13条 会議員及び会長等は、議長の許可を得なければ発言することはできない。

第14条 動議、質疑及び討論等の発言（以下「発言」という。）の許可を受けようとする者は、挙手し、「議長」と呼び、議長から指名された後に、自己の所属協議会名、役職名を告げ、議長の許可を受けるものとする。

- 2 同時に複数の者が発言の許可を求めた場合は、議長が認めた者を優先して指名することができる。

第15条 発言は、すべて簡明明瞭に、議長に対して、行われなければならない。

- 2 発言の時間は3分間以内とする。ただし、議長が認めた場合は、延長させることができる。

第16条 議長は、許可した者の発言が、本規程の定めと認めるときは、注意しなければならない。また、発言者が、注意に従わない場合は、その者の発言の中止及び禁止をすることができる。

第17条 議長は、自ら発言しようとするときは、副議長に議長の権限を委任し、議席に着いて、副議長に発言の許可を求めなければならない。ただし、その際は、その議事の採決がなされるまで議長に復帰することはできない。

- 2 議長は、自ら発言した議事が終了した場合は、ただちに議長に復帰しなければならない。

第18条 会議員は、議長の許可なく議席を離れてはならない。

第5章 採決

第19条 採決は、次の各号に定める方法の中から議長が選択して行う。ただし、議長は、あらかじめ採決の方法を宣言して行わなければならない。

- (1) 挙手
- (2) 起立
- (3) 無記名投票
- (4) 記名投票

第20条 採決は、先に賛成から採り、次に反対を採ることとし、必ず、両方の数を記録しなければならない。

第21条 議案が採決される前に修正案が提案された場合の採決は、修正案から採決することとし、修正

案が可決された場合は、原案の採決は行わない。また、複数の修正案が同時に提案された場合は、修正が大きいものから採決するものとする。

第6章 動議

第22条 動議は、提案者以外に2名以上の賛同者がいなければ提案することはできない。この場合、議長は、提案が認められた動議は、議案とするか出席会議員に諮らなければならない。

2 同時に複数の動議が提出された場合は、議長の権限により、審議及び採決の順序を決めるものとする。

3 動議の審議に当たっては、第12条各項の規定に基づき行われなければならない。

第7章 規律

第23条 会議員及び総会の会場にいるすべての者（以下「出席者」という。）は、総会の品位を重んじなければならない。

第24条 出席者は、総会開催中は、みだりに発言し、私語し、行動し、総会の進行を妨害する等、総会の品位を貶めるいかなる言動もしてはならない。

第25条 議長は、前条の規定に抵触すると認めたときは、退場を命ずることができる。

第8章 補則

第26条 この法人の総会以外の会議等の進行については、別に定めのない場合は、この規程を参考に議事を進めるものとする。

附 則

1 この規程は、昭和60年6月26日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規程は、令和元年6月21日から施行する。